

令和8年度まちづくり懇談会ふれあいトーク事前質問要望等一覧(栃木地域:吹上・寺尾地区)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
1	大森町	【道路の制限速度並びに環状交差点(鉄塔)の注意喚起について】 令和8年9月1日より道路交通法施行令が改正され、生活道路における自動車の法定速度が30キロに引き下げられます。 大森町を東西に横断する道路(吉野工業所からサントリー梓の森工場)は中央線があり車両通行帯が設けられているため、生活道路にならないと思われます。しかしながら、道路の両側には一般住宅やアパート・公園があり、小学生の登下校にも利用されています。この道路を通過する自動車を見ていると、かなり速度が出ているように思われます。歩行者や幼児の安全上速度制限が必要と思います。ちなみに、栃木インターから寺尾方面に向かう県道の速度制限は50キロとなっています。 また、この道路には鉄塔を中心とした環状交差点が数箇所ありますが、この交差点は通常の交差点なのか、環状交差点なのか、ロータリーなのかははっきりしません。大森町を東西に横断する道路には中央線があり、道幅も広いので東西の道路が優先すると思われすが、速度を落とさず交差点に侵入する車が多いので危険であり、対策が必要と思います。	【交通防犯課:TEL 21-2151】 【地域政策課(吹上公民館):TEL31-1792】 ご質問の市道13035号線には中央線が設置されており、速度規制標識も設置されていないことから、ご質問にもありましており法定速度30キロに引き下げ予定の生活道路には該当しません。しかしながら、小学生の登下校に利用されている道路でもあることから、警察や交通安全協会とも連携し、交通ルールの啓発周知に努めてまいります。 また、ご質問の鉄塔を中心とした交差点は、道路交通法に定められる環状交差点ではございません。注意喚起の対策として、「交差点注意」や「スピード落とせ」などの巻き付け看板の設置については、市の交通安全協会に対応することが可能ですので、お話を伺いしたいと考えております。 ご要望の速度規制につきましては、栃木県公安委員会が権限を有しておりますので、栃木警察署へご要望内容についてお伝えいたしました。
2	大森町	【「馬草堀」沿市道のガードレール増設について】 大森町の「馬草堀」沿いの市道には大部分にガードレールが設置され、堀への転落防止に役立っています。しかし、一部(大森町436-3より上流、大森町456付近、大森町22-2より下流)においてはまだにガードレールが設置されていません。これらの場所では実際に自転車が堀に転落するなどの事故が起きています。また、大雨により出水した場合には、道路と堀の区別がつかなくなり大事故につながる可能性がありますので、ガードレール増設の検討をお願いします。 なお、この市道は道幅が狭いため、堀の側面から支柱を立ち上げるなど、道幅を考慮した工法で設置の検討をお願いします。	【道路河川維持課:TEL 21-2771】 ご要望の箇所につきまして現地を確認したところ、ガードレールが無い箇所について危険と判断されることから、今年度はガードレール設置のための強度計算等を行い、次年度から工事を進めてまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
3	梅沢町第二	【道路の路側帯の白線が消えている件について】 市道1017号線(旧鍋山街道)には路側帯がついているものの、その白線表示が半分位消えかかっており、識別が難しくなっている状況ですが、市道であるため走行速度が遅く、まだ危険性は低いと思います。 しかし、市内の県道においても路側帯の白線が消えかかっている場所、特に尻内～イオンまでの間に多く見られ、こちらについては、速度、通行量も多く、特に雨の日はどこが通行帯か分からなくなることもあることから、危険性を感じているところです。 県道は栃木市の管轄ではないかもしれませんが、県に連絡を取り、改善していただくことは出来ないでしょうか。	【道路河川維持課:TEL 21-2771】 ご要望の件につきまして、県道の管理者である栃木県栃木土木事務所へ確認したところ、『ご要望の区画線につきましては、現地を確認し必要性を認識しております。通学路等の利用状況を確認し、また、地元の皆様からの要望内容等を踏まえた上で優先順位を見極めながら、対応について検討して参ります。』との回答でありました。 また、市道 1017 号線(旧鍋山街道)につきましては、現時点においては通行に支障がないと判断いたしておりますが、ご指摘のとおり区画線が一部消えかかっておりますので、今後、区画線の状況を確認し、適正な時期に引き直しを行ってまいります。
4	梅沢町第二	【土地及び樹木の管理について】 寺尾駐在所前の「寺尾小学校前」バス停の道路沿いに所有者不在の空き地があります。 その土地は雑草や樹木が生い茂り、見通しが悪く、景観も悪化している状況です。 防犯、防災、野生動植物からの被害防止の観点や、小学生が毎日通る場所であることから、適切な管理が必要です。 このような事例は、不在地のみならず、高齢化の進展で今後増加すると思われますが、市としては、管理されていない土地や道路にはみ出した樹木の適正な管理について、どのような取り組みを行い対処するのかお伺いします。	【環境課:TEL21-2420】 【建築住宅課:TEL21-2451】 【道路河川維持課:TEL21-2771】 市民の方から、草木が道路に越境しているなど、管理不十分な空き地等についてご相談をいただいた場合、市職員による現地確認を行い、周辺に影響が生じると考えられるときには、所有者を確認し、現況写真を添付した文書を通知し、適正な管理や草木の除去等の助言・指導等を行っております。 なお、草・木の繁茂状況により通行に著しく支障となる場合は、道路部分の除草・伐採を実施します。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
5	梅沢町第二	【「こども110番の家」の取り組みについて】 市では、子どもたちが身の危険を感じた場合に駆け込む緊急時の避難場所である「こども110番の家」について、普及支援を実施することになっていると思いますが、現在どのような取り組みが行われているのかお伺いします。	【学校教育課 電話:0282-21-2476】 「こども110番の家」については、市内各小学校ごとに、地域の実状に応じた取組が行われています。吹上寺尾地区における取組は以下のとおりです。 吹上小:PTA や地域コーディネーターと連携し、現在のこども110番の家の状況を確認し、新規で設置する場所等検討予定。 千塚小:2年に1回、学校の帰り道に、子どもと教員が「こども110番の家」を一軒一軒まわって、あいさつをしながら、現在住んでいない家についてはプレートの回収を行っている。 寺尾小:「こども110番の家」に関わらず、以前より、寺尾地区全体で子どもたちを見守ってくださっている。子どもたちが身の危険を感じた際などは、どのご家庭でも受け入れていただけるような地域の温かい協力体制が継続されている。
6	梅沢町第二	【寺尾駐在所東側道路の一部拡張について】 寺尾駐在所東側の旧道が狭く、旧道から県道へ右折するのが困難な道路となっています。 また、道が狭く離合して通ることができないため、車同士が出合い頭になった場合などは、どちらかがバックするしかなく、とても危険な状況です。 令和9年3月に駐在所の移転計画があると聞いておりますので、この機に、県道と接している部分の拡張をお願いします。	【道路河川整備課:TEL 21-2401】 ご要望の寺尾駐在所交差点につきましては、鋭角であるため曲がりにくく支障をきたしていることは認識しており、ご不便をおかけしております。 交差点部の拡幅につきましては、寺尾駐在所移転後の跡地利用の中で検討してまいります。 また、生活道路に関する要望は、本年4月時点で202路線あり、各地域において優先順位を考慮しながら、整備を順次進めているところですが、まだ事業化に至らない路線も多くあることから、事業化するまでにはお時間をいただいているところでありますので、ご理解をお願いします。
7	梅沢町第二	【寺尾小学校校庭東側の樹木について】 以前、寺尾小学校校庭東側にある銀杏の木の落ち葉により、近隣の住宅や畑に迷惑が生じていたため、伐採をしていただきました。 しかし、その伐採は根元から2mほど残したものであったため、その幹から新たな枝葉が芽吹いており、以前と同じようになりそうな状況です。 このため、この銀杏の木を根元から伐採して頂くことはできないでしょうか。	【学校施設課:TEL 21-2463】 銀杏の木の落ち葉の管理につきまして、ご迷惑をお掛けして申し訳ありませんでした。 現況を確認したところ、新たな枝葉が芽吹き、葉が生い茂っておりますので、学校と協議し、根元からの伐採に向けた対応を行ってまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
8	鍋山町第四	【要望した生活道路補修等の着工までの期間短縮について】 市道14039号とそれと交わる市道について、「生活道路舗装補修に関する要望書」を令和6年4月9日と令和7年3月4日に道路河川維持課に提出させて頂きました。 その要望署の進捗状況について、今年4月27日に確認したところ、現在、令和4年度受付分を実施しているため、早くて令和9年もしくは10年度になるとの回答でした。 一般的にみて、要望してから4年間かかるというのは非常に長いのではないかと思います。 困っている市民の要望に応えられるような期間短縮の検討・改善をお願いします。	【道路河川維持課:TEL 21-2771】 生活道路舗装補修事業につきましては、要望書を提出いただいた箇所から順番に補修することを基本とし、路面状況や通学路・生活道路としての利用状況を考慮しながら実施しております。 現在、令和4年度要望箇所を中心に実施しており出来るだけ早い時期に実施できるよう努めてまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
9	星野町	【太陽光発電所の排水処理等について】 市では田んぼダムで豪雨時などにおいて、雨水流出量の制御ができると説明してきましたが、寺尾地区内において小規模太陽光発電所の総面積は大規模開発に匹敵するほどの面積になってきております。 大規模開発であれば雨水は調整施設で調整後、排水することになりますが、小規模太陽光発電所では、太陽光パネルの流出係数が0.9～1.0と非常に大きくなり、豪雨時の雨水流出量は田んぼダムで制御できる量を大幅に上回る可能性があることから、河川災害の原因になりかねないと考えられます。 現在、巴波川水系（永野川も含む）で河川改修が行われておりますが、より多くの小規模太陽光発電所が設置されると、計画上の想定を超える雨水流量により洪水の発生が懸念されますので、市は条例で小規模太陽光発電所を設置する場合、調整施設の設置を義務づけるべきではないでしょうか。 また、それと同様に、小規模太陽光発電所を設置する場合や火災や爆発の危険性があるコンテナ型（大型）蓄電池を設置する場合などは、地域住民への説明会開催を条例で義務づけるべきと考えますので、併せてお願いいたします。	【都市計画課：TEL 21-2444】 太陽光発電設備の設置につきましては、「栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を定めており、設置箇所が次の「保全地区」のいずれかに該当する場合、面積に関わらず許可が必要となります。 ①土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ②砂防指定地 ③河川区域及び河川保全区域 ④風致地区 ⑤鳥獣保護区及び特別保護地区 ⑥史跡 ⑦伝統的建造物群保存地区 ⑧県立自然公園 ⑨民有林 ⑩上記以外に市長が指定する地区 また、保全地区に該当しない場合も事業面積が5,000㎡以上となる場合は届出が必要となります。 許可・届出の際には、区域内の雨水を適切に処理できるよう排水能力に応じて調整池等を設置すること、また、周辺住民や地元自治会の方に説明会を開催することを条例に基づき指導しております。 なお、保全地区に該当しない5,000㎡未満での太陽光発電設備の設置に当たっては、国のガイドラインに基づき、雨水の処理などについて必要な対策を講じるよう市HPにおいて周知を図っているところであり、条例による調整施設設置の義務化につきましては、他自治体の事例を参考にしながら調査研究してまいります。 地域住民の方の理解と安心が得られるよう、今後も条例や国のガイドラインに基づき設置事業者への適切な指導を行ってまいります。 【予防課：TEL 22-0072】 太陽光発電所及びコンテナ型（大型）蓄電池設備の設置につきましては、栃木市火災予防条例の規定により届出が必要になる場合があります。必要な場合は、提出された届出を確認し、設置基準に不備がなければ、設置後に安全確認のため現地調査を実施しております。 本市の火災予防条例は、火気使用設備の設置基準等の火災予防上必要な事項を定めているものであり、説明会開催について条例に規定することは困難であります。届出の際に安全管理の徹底について伝えてまいりますのでご理解いただければと思います。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
10	星野町	【有害獣の捕獲許可について】 現在、栃木市では有害獣捕獲を許可するのに狩猟実務経験3年としておりますが、他の市町村では1年目から許可している所もあります。 狩猟実務経験3年というのは、被害にあっている方々にとってはとても長い時間であり、また、有害獣捕獲対策を行っている方々も高齢になってきていることから、新しく狩猟を始めた方々が短期間で本対策に携われることが求められます。 狩猟実務経験3年の根拠は明確ではなく、また経験1年で捕獲、止め刺し、解体等をマスターするには短すぎることから、経験を2年とし、3年目から有害獣捕獲の許可を出す方向性で早急に検討していただきたいと考えますがいかがでしょうか。	【農林整備課：TEL21-2289】 日頃より、自治会の皆さまには獣害対策にご尽力頂きありがとうございます。 市では、狩猟の実務経験のある職員が殆どいないため、市内全域で地元猟友会に委託しての有害鳥獣捕獲を行っております。 併せて、捕獲従事者への許可については、安全確保の観点から、長年培われてきた各猟友会のルールのもと、十分に経験を積んでいると各猟友会会長より認められた者に対し許可を出しております。 しかしながら、市としましては、捕獲従事者の高齢化は大きな課題として認識しておりますので、今回頂いたご意見を参考にしながら、今後、市内に10ある猟友会と適正な経験年数について検討してまいります。
11	寺尾まちづくり協議会	【所有者による管理不全な太陽光発電施設について】 現在、寺尾地区では太陽光パネルが年々増加していますが、それに伴い、地域住民の生活環境が脅かされている状況にあります。 最も深刻な問題は、「所有者が地元におらず、現場が放置され敷地内の雑草が伸び、近隣の道路に侵入している」等となっていることです。 誰に苦情を言えばよいのか、誰が責任を持つのか見えない中で、地域の方々は日々、大きな不安を感じています。 つきましては、市は「太陽光発電設備の設置・管理に関する条例」やガイドラインを制定し、それに基づき、市において所有者を特定のうえ適正管理に向けた行政指導を行っていただくよう、切に要望します。	【環境課：TEL 21-2420】 本市では、太陽光発電設備に関わらず、「栃木市をきれいで住みよいまちにする条例」に、「土地の所有者に対し、雑草等の繁茂により保安上または衛生上有害とならないよう適切な措置を講じなければならない」と定めております。同条例に基づき、草木が道路に越境しているなど、管理不十分な空き地等についてご相談をいただいた場合、市職員による現地確認を行い、周辺に影響が生じると考えられるときには、所有者を確認し、現況写真を添付した文書を通知し、適正な管理や草木の除去等の助言・指導等を行っております。 また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用している発電設備に関しましては、発電設備の不適切案件に関して、市民の皆様が問合せ可能な窓口がありますので、ご案内をさせていただきます。 ○関東経済産業局 再エネ発電設備不適切案件専用窓口 TEL :050-3666-2868 メール :support@r6kanto-fit.go.jp